

位置付け

＜大阪府河川整備審議会が担任する事務(大阪府附属機関条例より抜粋)＞

河川法第十六条第一項に規定する河川整備基本方針の策定及び変更、同法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画の策定及び変更、河川及びダムの建設事業の評価その他河川の整備のため必要な事項についての調査審議に関する事務

＜大阪府建設事業評価審議会との関係(大阪府建設事業評価実施要綱)＞

大阪府河川整備審議会での審議を経て、河川整備計画の策定又は変更を行った場合及び同計画内容の点検を行った場合には、国の評価実施要領の定めに従い、建設事業評価の手続が行われたものとみなす。

運用

・「事業計画の大幅な変更」が生じた際は、



「河川整備計画(案・変更案)の審議・了承」により評価を実施

・上記による事業評価後5年経過等、「一定期間経過した事業」※1については、



大阪府建設事業評価調書により評価を実施

(大阪府建設事業評価実施要綱に準拠)

※1 事業採択後5年未着工、事業採択後10年継続、再評価後5年継続毎(事業未着工のものは除く)、総事業費の大幅な変更、その他評価の必要が生じた事業

大阪府河川整備審議会における建設事業評価の審議フロー(一般的なケース)

